

広報ざま「みんなの広場」及び「サークル会員募集」掲載基準

(目的)

第1条 市の広報紙である「広報ざま」において、市民活動を支援するため、「みんなの広場」にあつては市民のための催事、案内、募集などについて、「サークル会員募集」にあつては市民サークルの会員募集について、それぞれ無料で記事を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(みんなの広場掲載基準)

第2条 みんなの広場に掲載を希望する者は、原則として「広報ざま掲載依頼（みんなの広場）」様式内に記載がある注意事項等について、理解した上で提出するものとする。

2 公共性や公益性を保つため、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載できないものとする。

- (1) 営利目的の宣伝、広報活動に当たるものや教室等の生徒募集
- (2) 講師が代表者を兼ねる団体及び講師の主導で運営される団体が行うもの
- (3) 政治・宗教活動に当たるもの
- (4) 個人的な宣伝に当たるもの
- (5) 主な活動場所等が、市内でないもの及び個人宅等で行うもの
- (6) 市の事業に関わりのない団体等に関する「人の募集」
- (7) 掲載の意図、内容が不明確なもの
- (8) その他掲載することが不適当と認められるもの

3 限られたスペースに掲載するに当たり、前項の規定に該当しないもののうち、次の事項を多く含むものを優先するものとする。

- (1) 市内の団体等が開催等するもの
- (2) 市内の公共施設で開催等するもの
- (3) 市や教育委員会が共催、後援等するもの
- (4) 国の制度など市民に対して広く知らせる必要性があるもの。ただし、県の広報紙等に掲載されるものは除く。
- (5) 特に知らせる必要があると認められるもの

4 掲載するものについては、電話等で希望者に連絡し、記事の確認・校正を行う。連絡がつかない場合は、掲載を見送るものとし、掲載しないものについての連絡は、行わないものとする。

(サークル会員募集掲載基準)

第3条 サークル会員募集に掲載を希望する者は、原則として「広報ざま掲載依頼（サークル会員募集）」様式内に記載がある注意事項等について、理解した上で提出するものとする。

2 公共性や公益性を保つため、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載できないものとする。

- (1) 政治・宗教活動に関するもの
- (2) 教室等の生徒募集
- (3) 講師が代表者を兼ねる団体及び講師の主導で運営される団体の会員募集
- (4) 主な活動場所等が、市内でないもの及び個人宅等で行うもの
- (5) コミュニティセンターで活動する場合において、その承認がないもの
- (6) 連絡先の氏名、電話番号、メールアドレス等が掲載できないもの
- (7) その他掲載することが不相当と認められるもの

3 掲載は受付順に行う。ただし、前回の掲載から1年を経ずに掲載することはできないものとする。

4 掲載するものについては、電話等で希望者に連絡し、記事の確認・校正を行うものとする。
連絡がつかない場合は、掲載を見送るものとする。

(記事の体裁)

第4条 限られた紙面を有効に利用するため、記事の体裁については、次のとおりとする。

- (1) 「とき」について、受付時間や開場時間は、原則として記載しないものとする。
- (2) 「ところ」についての記載は、原則として「(例) ○○文化センター」と施設名までとし、講座室、調理室、第3会議室等については、記載しないものとする。
- (3) 「講師」は、原則として記載しないものとする。
- (4) 「持ち物」は、原則として記載しないものとする。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条及び第3条の規定は、この基準の施行の日以後に提出された「広報ざま掲載依頼（◆みんなの広場）」及び「広報ざま掲載依頼（◆サークル会員募集）」に係る掲載について適用し、同日前に提出された掲載依頼に係る掲載については、なお従前の例による。